

鳥取県告示第 162 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 193 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社坂本石油店 代表取締役 坂本 君美	鳥取市河原町曳田 255-2	平成 19 年 1 月 31 日